

中国の社会信用システムから見る個人情報とプライバシー権保護

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学情報学部 公開日: 2024-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊, 夢瑛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002000700

中国の社会信用システムから見る個人情報と プライバシー権保護

Personal data and privacy rights protection in the context of China's social credit system

伊 夢瑛

Mue I

静岡大学情報学領域 (助教)

Shizuoka University Faculty of Informatics (Assistant Professor)

要旨：「中国社会信用体制」(以下「社会信用システム」とする)は2014年に、中国政府によって導入が始められた大規模な国家プロジェクトである。デジタル化が進む中、当該システムは情報技術や監視システムなどと紐付けられることで、社会管理の手段として最大限に活用されている。当該システムの導入は、中国社会での治安の維持や犯罪率の減少など、多方面において社会環境の改善に効果的だと見られている。しかし、その反面、国民の個人情報は政府に大量に収集され、スコアに個人の信用度が落とし込まれている。そのため、中国国外で個人情報とプライバシー権侵害の視点から懸念が示されており、多くの問題点も指摘されている。

一方で、近年、中国政府は「法治」国家を目指して、民法典や個人情報保護法などの法制度を完備しており、個人情報とプライバシー権の保護についても強調している。しかし、この社会信用システムは、実際の政策の実行と関連する法律との間で多くの矛盾点が見られる。例えば、個人情報保護法では、国民の個人情報の収集は最小限に留めることを明記しているが、社会信用システムにおいては一般国民の個人情報のほとんどが政府に収集されている。また、データ処理の方法や用途が不明瞭な点も多く存在している。このような現象から、中国における個人情報やプライバシー権保護について、法律や政策の運用の点で考察すべき余地がうかがえる。

このような問題意識から、本論文ではまず中国政府が導入している社会信用システムの目的や一般の中国国民の社会信用システム導入に対する態度およびその背景や要因を考察する。また、当該システムの個人情報とプライバシー権保護の問題分析を通して、中国の政策における個人情報とプライバシー権保護の実質を明らかにする。

キーワード：社会信用システム / 情報法 / プライバシー権保護 / 個人情報保護法 / 政策

Summary : The 'Chinese Social Credit System' is a large-scale national project whose introduction was initiated by the Chinese Government in 2014. In this increasingly digitalised world, the system is linked to information technology and surveillance systems to maximise its use as a social management tool. The introduction of such systems is seen by Chinese society as effective in improving the social environment in many areas, such as maintaining public security and reducing crime rates. However, on the other hand, the government collects a large amount of personal information of citizens and the credit rating of individuals is dropped into the score. This has raised concerns from the perspective of personal data and privacy rights violations outside China, and several issues have been submitted.

On the other hand, in recent years, the Chinese Government, aiming to become a country regulated under the 'rule of law', has started to be fully equipped with a legal system, including the Civil Code and the Personal Data Protection Law, which also emphasises the protection of personal data and privacy rights. However, this Social Credit System is not without its problems, and this phenomenon, which shows many inconsistencies between the actual implementation of policies and the relevant laws, suggests that there is room for consideration of the protection of personal information and privacy rights in China in terms of the operation of laws and policies.

With this in mind, this paper first examines the objectives of the social credit system introduced by the Chinese government, the attitudes of the general Chinese public towards introducing the social credit system, and then clarifies the background and factors behind this. It also analyses the issues behind the protection of personal information and the right to privacy in the system to clarify the substance of protecting personal information and the right to privacy in Chinese policy.

Keywords: Social Credit System/Informatic Law/Privacy Rights Protection/Personal Information Protection Law/Policy

1. はじめに

「中国社会信用体制」（以下「社会信用システム」とする）は、2014年に、中国政府によって導入が始められた大規模な国家プロジェクトであり、中国の社会問題を解決するために導入されたものである。この導入によって、違法行為の減少傾向をはじめ、中国各地の社会状況は大きな変貌を遂げている。例えば、今まで地方政府の幹部の間で横行していた法規の無視や権力の濫用が抑制された他、偽造商品販売の減少など社会的倫理の改善、治安の維持など、さまざまな領域で成果が見られる。特に、2014年以降、中国政府は「情報技術を活かして立国する」というスローガンを掲げ、あらゆる領域においてデジタル技術の普及と情報技術の導入を行っている。これにより、「平安城市」、「天網工程」および「雪亮工程」による、三つの人工知能とビッグデータを用いた監視・分析システムが構築されており、これらの監視システムを社会信用システムと結び付けることによって、社会の歪みの是正を成し遂げている。2022年7月26日の「人民日報」の社説では、情報技術による社会管理の実績を発表している。2012年と比べて、中国での殺人、傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、危険物放置などの刑事犯罪立案案件数は64.4%下がり、全国の殺人事件の検挙率も99%に上がっている。また、飲酒運転による自動車事故は70%減少しており、国民の社会に対する安心感は2012年と比べて98.62%にまで上がっているⁱ。

近年の社会情勢の変化の中で、このような政府の政策施行が、中国の多数の国民によって高く評価されていることが示されているのである。しかし、その反面、個人情報の収集、国民に対する監督、スコアリングによる個人の信用の格付などの点について、個人情報およびプライバシー権に対する侵害や、監視社会の形成を懸念する声が、一部の海外メディアや専門家が高まっているⁱⁱ。こうした中国政府の方針に対する国内外の評価における差異の原因や、中国

の政策における個人情報およびプライバシー権保護の実態について、考察する余地がある。ゆえに、本論文では、社会信用システムの目的を分析した上で、中国にとっての導入の必要性や、国民の政策に対する反応とその要因を検証する。また、この事例分析を通して、中国の個人情報およびプライバシー権保護の実態を究明する。

2. 社会信用システムに関する議論

近年、中国の社会信用システムをめぐる、海外や中国国内の研究者の間ではさまざまな議論がなされているⁱⁱⁱ。「独裁国家としての中国」という消極的な印象が再び強まったという批判がある。デジタル技術の発達とともに中国の監視カメラが急激な増加を見せ、監視される空間が増大したことで、国民の多くは常に心理的な圧力を受け、自由のない生活を送ることになるという見解もある^{iv}。外国の研究者は中国を「ディストピア論」における超監視社会の出現だとして強く批判をしており、中国は「デジタル上でビッグ・ブラザーが君臨する時代が始まった」と指摘する研究者もいる^v。

野口悠紀雄は、顔認証や信用スコアリングは良いことだと考えている中国人が多いことに着目する。信用スコアリングが導入されれば、社会が透明化され、悪人が減って、善人が得をするという利点はあると述べている。しかし、野口は同時に、そもそも個人情報が国家によって管理されるリスクへの警戒心が、一般中国人は低いのだと指摘している。特に、今後、反政府的な意見を持つ人のスコアが低くなることは、十分に考えられる。その場合、社会信用スコアリングは中国共産党への絶対服従を確実にするための社会監視制度になり、ジョージ・オーウェルが『一九八四年』^{vi}で描いていた「ビッグ・ブラザー」の世界が現実のものになると懸念している^{vii}。

ここ数年、諸外国は、中国政府の動きに対して強い警戒感を持つようになってきている。ニュー

り、国家が個人情報に含まれている社会統治の価値と効果だけを見ていると孟は指摘する。さらに政府の方針について、国家も個人情報保護法に基づき、法治の基本原則に従って個人情報を保護するべきであると批判している^{xiv}。

その他にも、中国国内の法律分野では、社会信用システムの導入に伴い、「信用法」の立法化を求める議論が進行している。現状、社会信用システムは「政策先導で、地方政府が主導する」^{xv}形で進められている。中央政府にも政策の指導意見や^{xvi}、各部署が公布した社会信用システムに関する覚書^{xvii}などは確かに存在する。ただ、いずれも単なるシステム構築の方針や、参考するにあたっての根拠としての法案のみとなっている。社会信用システムは現状、直接的な法的根拠が不十分な状況にあるといえる。したがって、一部の研究者はこのような状況に懸念を示している。法学者の王偉によれば、「現在、統一された社会信用法たるものがなく、社会信用システム政策自体の拘束力も弱いからこそ、中国各地では政策の基準が統一されておらず、透明性も欠けているという問題が生じている」^{xviii}。その結果、現在、社会信用システムの政策施行において、多くのトラブルが生じている。例えば、信用失墜者の信用情報は過剰に公開されている。信用失墜者を記録したブラックリストが公開されることによって、個人情報とプライバシー権が侵害されるだけでなく、本人の家族にも影響が及んでいる。非合理的なペナルティを事実上科しており、社会信用システムを導入するだけでは限界がある^{xix}。

このように、中国の専門家の多くは、社会信用システム導入の政策をめぐる諸問題を指摘する一方で、社会信用システム自体は必要であると主張している。そこで、この社会信用システムの社会における必要性や、社会信用システムにおける個人情報とプライバシー権保護の特徴について、以下に一つの政策事例として検証していく。

3. 社会信用システム政策導入の背景と経緯

1980年代以降の改革・開放政策によって中国は、極めて短期間に世界第2位の経済大国となり、世界のあらゆる分野に多大な影響力をもたらしている。しかし、急速な経済発展の一方で、立法や各種制度の整備および人々の意識が新しい社会環境に適応していないため、社会ではさまざまな問題が生じていた。1980年代後半から2000年代にかけて、中国国内の犯罪率は上昇し、詐欺や偽造商品の製造・販売などの犯罪行為が頻発し、知的財産権分野や学術研究分野においても財産権の侵害や論文の剽窃、資料の改竄といった不正行為が横行していた。また、インターネット上での犯罪案件は、1980年代から2009年までの28年間で毎年平均8.4%のスピードで上昇している^{xx}。さらに、2017年から2021年まで、全国の各級人民法院が対処したネット犯罪案件は、66万件を超え、特に詐欺による犯罪は前年度の34倍にまで増えた^{xxi}。このような状況が改善されなければ、国民の生活が脅かされるだけでなく、中国の国際社会でのイメージも悪化しかねない。このため、政府は社会状況改善の措置に積極的に取り組むようになった。例えば、1981年の政府の「北京、天津、上海、広州、武漢の五大都市治安工作座談会」において、「総合統治」（「综合治理」）^{xxii}の理念が提案された。ここでは、改革・開放前の中国の伝統的な道徳や文化を継承することを強調している。また、1983年に全国人民代表大会常務委員会による「社会治安に重大な危害を及ぼす犯罪分子を厳しく処罰することに関する決定」（「关于严惩严重危害社会治安的犯罪分子的决定」）も公布された。さらに、公安部門を主体に、「嚴打」（「严打」）運動も提唱された。嚴打とは、社会秩序が乱れ、犯罪発生率の急増傾向が見られる時期において、公安部門が社会の不安を軽減するために、調査に基づいて社会秩序を乱すような犯罪に特別な措置を適用することである。このような期間中に、特に

検察などの司法機関、公安部門は迅速に刑事認定を行うことができる。犯罪率を抑えるため、即応的な方策として厳打が執行されていたのである^{xxiii}。1983年から2010年まで、中国政府は四回の厳打を実施した。厳打は実際に、一時的な効果はあったが、恒常的な手段とすることは困難であったことから、当時の江沢民政権は2001年に「依法治国」(法による国家統治)と「以德治国」(道德教育を通しての国家統治)の理念を結びつける方針を掲げ、法律と道德教育の強化を通じて社会環境を改善する方針をとるようになった。しかし、90年代以降の20数年間にわたって中国社会の犯罪などは増加し続け、国民の生活に大きな弊害を与えると同時に、中国の経済発展を揺さぶり、中国という国家の国際社会でのイメージにも悪影響をもたらすまでになった。

当時、公共の安全の問題に対応するために、毎年、GDPの約6%を占める支出を余儀なくされるほど、中国の治安が深刻であることを指摘する研究もある^{xxiv}。さらに、2010年以降は、社会的な犯罪の増加だけでなく、情報技術の発展に伴うインターネットを悪用したプライバシーの侵害に関する犯罪も急増するようになった。このように、中国における社会と経済市場の混乱はかなり長期にわたって続いたのである^{xxv}。

このような市場経済の混乱を收拾し、秩序を整えるため登場したのが、社会信用システムであった。2014年6月に中国政府によって発表された「社会信用システム企画綱要(2014-2020)」「(社会信用体系规划纲要(2014-2020))」(以下、「綱要」とする))をもとに、社会信用システムは本格的に始動した。しかし、習近平政権から本格的に導入されたこの社会信用システムの背景には、民間人の要望を採用したことが契機になっているという事実があることはあまり知られてなかった。

1970年代後半の文化大革命終息以降、冤罪の対応や民衆の意見、あるいは不満を聞くため

の政府の部署が中国各地で設けられた^{xxvi}。当時、不満や冤罪案件は、政府に対する手紙の送付や、訪問陳情による「信訪」を通して反映され、その案件は膨大な数にのぼった。これらの案件は、しばしば放置、あるいは無視されることもあったが、迅速に対応された事例も存在する。この「社会信用システム」の提案は、まさにこの「信訪」から始まったのである。

経緯としては、1999年に広東省深圳市のある経営者が、頻繁にビジネス上の未払いや知的財産の盗用による深刻な被害を受けて、倒産寸前にまで追いやられていたことが端緒となっている。怒りを感じた当該経営者は、陳情書「人民上書」を当時の國務院総理朱鎔基に送付した。これは、アメリカのクレジット・スコアなどの信用スコアリングシステムの実態を調査し、中国にも信用審査制度が必要だと述べたものである^{xxvii}。「人民上書」は、中国には「経済信用失墜」、「社会混乱」、「知的財産権問題」、「盗用」という四つの重大な問題があることを指摘し、これらの問題を早急に解決するべきだと要望した。これを受けて、人民銀行、中国情報産業部、中国公安部および中国知的産権局は合同で調査を始め、解決案を検討するようになった。そして、同年9月から、上海資信有限公司を実験台として上海市で初めての信用システムが発足した。

一連の調査とテストを経て、2000年に中国社会科学院の世界経済と政治研究所の金融センターが、「国家信用管理システム」についての課題を提出し、情報技術を通じて運用する社会管理システムプロジェクトを政府に申請した。さらに、2000年3月には、中国政協委員(中国人民政治协商会议全国委员会)などが中国政府に「国家信用管理システム構築」の提案を提出しており、このプロジェクトは本格的に調査、準備段階へと移行した。

その後、2000年から2002年にかけて、中国政府は社会信用システム政策導入の事前準備として、実際の導入の可能性や、国際的な事例調査など具体的な検討作業に着手した。組織とし

て、全国経済委員会、國務院開発研究センター、國務院研究室を中心に社会信用システムの担当部門を指定し、全国人民代表大会副委員長などを主要責任者に命名した。さらに、社会信用システムを自然科学基金の一つの課題とし、理論的な研究グループも結成した。2003年に中国政府指導部では江沢民から胡錦濤に政権交代した際、このプロジェクトは國務院の所属部門である「全国市場経済秩序を整頓、管理するための指導弁公室」（「全国整頓和规范市场经济秩序领导小组办公室」）に権限が委ねられ、研究、調査、システムの構築などの検討が続けられた。

このような一連の変遷を通して分かるように、初期段階に構想された社会信用システムの目的には、二つの特徴があった。まず、当時の経済市場の秩序の乱れと、民間人の要望から生まれたものであることが挙げられる。次に、最初に考えられたシステムの機能は、主に企業中心の管理システムであった点がある。特に1980年代後半から2000年代に、社会信用システムが提起された主な目的は、「厳打」に代わって社会状況を改善することにあった。

また、ちょうど1999年3月に中国人民銀行が「個人消費に関するローンの指導意見」という文章を発表した。これを契機に、各商業銀行が積極的に個人消費信用投資ローンの推進に取り組んだことによって、個人向けのクレジットカードの発行が加速し、信用システム導入の需要も高まることになった。それに合わせて、信用システムの導入の実現も早急に期待されるようになった。その後、海外の経験を参考にするために、中国政府はアメリカとヨーロッパに別々に調査チームを派遣し、海外の信用システムに関する本格的な実態調査が始められたのである。

4. 社会信用システム政策の導入と施行

中国政府によって任命された研究チームは最終的に中国独自の特色がある社会信用システムを築いた。この社会信用システムは、欧米各国

の社会信用評価とは異なり、政府が主導するものである。現代情報技術に支えられ、法に基づき、内核は金融信用、中間層はビジネス信用、外層は社会誠実を基盤とした三層構造のモデルだと説明されている^{xxviii}。

「綱要」によれば、まず、中国の社会信用システムは政府が主導する社会主義市場経済体制と社会統治体制において、重要な一部だと位置付けられている。次に、当該信用システムは、法律、法規、基準および契約を根拠に社会全体の情報をカバーし、記録するものである。これは、インターネットを土台に信用情報と信用サービスという二つの主幹システムによって構成されている。また、社会信用システムは一般個人のみならず、民間企業の活動や、政府部門の違法行為も監督の対象にしている。そして、政府が保有している企業や国民の個人情報、所得や財産、キャリア、さらに、監視カメラなどを通して得られた情報などをデータベース化し、ビッグデータを通じたのち、信用スコアに落とし込むことによって成り立っている。この評価を根拠に、個人や企業は各種のペナルティを受けたり、特典や優遇を得られたりするなど、一定の制限とインセンティブが付与される。すなわち、信用を守る者に奨励を、失墜した者に罰則を与えるメカニズムによる総合評価システムといえる^{xxix}。

この多機能的な社会信用システムには、主に二つの基幹システムが含まれており、一つは人間の誠実さを測定し推進する目的の部分であり、もう一つは経済活動が行われる際の信用を測定する部分である。中国政府はこの二つの内容を押し進めることで、中国の伝統文化と道徳の再喚起を目指そうとしている。

中国の法学者劉瑛は、中国の社会信用システムに関する誠実と信用という二つの異なる概念について次のように解釈している。「中国の伝統文化において、誠実とは個人の教養の一種を指し、原則として道徳的な範疇に属す。誠実は個人の主観的な意識を反映している。個人の自

覚や自立といった内在的な道徳の品格を強調するものである。そのため、外部からの評価が難しいという特徴がある。一方で、信用は社会的な交流あるいは経済活動における各主体間の信頼関係を表すものであり、約束の遵守を強調している。信頼は信用の土台であり、人間の信頼度は量的に測ることが可能である」。劉の説明では、誠実と信用は相互に関連しており、信用には誠実の品格が含まれているが、誠実とは信用の道徳的な支えだと解釈することができる。中国の社会信用システムはこの二つの概念を包括している。その趣旨は、人々の誠実であろうとする内在的な意識を高めると同時に、外から個人の信頼を測り、その信用度を数字でスコアとして反映することにある^{xxx}。

「綱要」によれば、当該信用システムは現代の最先端情報技術を活かして、中国社会における社会環境を改善させ、中国社会における従来の誠実な文化を再確立し、再強調することを目的に構築されている^{xxxi}。要するに、中国政府は「以德治国」、つまり、道徳教育を通して国民の道徳意識を高めることで、政府が有効的に国を治めることを目指しているのである。

このような「以德治国」の実際の効果について、専門家の分析によれば、社会的混乱が生じた主な原因は二つある。一つは計画経済から市場経済への急速な転換に対する適応不足である。アメリカやヨーロッパのように成熟した経済市場とは異なり、中国は成長過程にある。各種規制や法制などがまだ完備されておらず、急速な変化に適応できていない。道徳教育も遅れており、詐欺などさまざまな違法行為の余地が生じており、社会の歪みをもたらしている^{xxxii}。もう一つの原因として、従来は農業中心であった中国では、伝統的な小規模な村ビジネス、知人社会、自己制約、相互監督による管理方法が基盤となってきた。しかし、現代的な市場経済へと転換した今、従来の手法では、最早このような犯罪と混乱を防ぐにも限界があり、より厳密な法的手段の整備が必要であった。こうした

中、中国政府は伝統的な文化にある概念の「誠実」と「信用」を再提起し、全国規模で「信義誠実」の精神を称揚することによって、社会全般の道徳観念を向上させようとしているのである。

中国の社会信用システムは、2014年から政府が実現・導入に向けて準備、推進している。他の政策と同様に、一部の地域を選定して試験的に導入を開始した。当初はある一定の経験を蓄積させてから、徐々に全国に導入する予定であった。また、試行段階ではシステムの構築から、アクターとなりうる各種カテゴリーの選択基準の設定に至るまで、大部分の権限を地方政府に委ねていた。このような方法は、中国語では「摸着石头过河」（石橋を叩いて渡る）という言葉で表現されている。前例がないような新しい政策を始める際は、先行して一部地域でパイロットプログラムを試み、一定の経験を蓄積してから、徐々に範囲を拡大させる。この方法は、広域での混乱を避ける上で有効であった。

信用システムの構築は国家発展改革委員会の下で進められており、最初は上海市で実験的に始まった。2018年1月には政府がモデルとなる12の都市を選出し、社会信用システムの導入を現地で試験的に実施した^{xxxiii}。中国政府の元来の目標は、2020年に全国規模でシステムの基幹部分の実装を実現しようというものであった。2019年末からの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一部の計画が遅れたが、一方で疫病対策の実施を通して個人情報の管理システムとビッグデータの構築が予定より早く進んだ。こうしたことから、2022年6月時点では、多くの大都市で試験的に実装が進められている。

近年、中国各地における健康コードアプリの実施などの新型コロナウイルス感染症対策の施行が進められたことによって、社会信用システムの全面導入が更に加速することになった。2020年10月26日に、北京で開かれた中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議で、中

国政府は再度「誠実な文化を宣揚し、誠実さを推進する」というスローガンを掲げた。この会議では、デジタル空間のガバナンスを通じた社会における誠実さの向上と、誠実文化の発展が、社会信用システム構築の上で重要な一歩になると強調された。さらに2021年2月4日の、中国共産党の機関紙「人民日報」の社説にも、これに関する政府の方針が表れている。社説は、社会信用システムの各種機能をより効率的、効果的に発揮するため、行政による監督管理と、社会信用システム関連の法整備とともに強化することについて言及している。また、今後は個人情報の権益（利益）保護とデジタル産業発展の均衡性を重視すること、「徳治」と「法治」を強化することなどが重ねて強調されている^{xxxiv}。

5. 社会信用システム政策の実施と監視システムを結び付けた実態

中国では社会信用システムの他に、最先端情報技術を用いた監視システムの構築にも力を入れている。2004年から、中国政府は計画的に「平安城市」、「天網工程」および「雪亮工程」といった、三つの人工知能とビッグデータを用いた監視・分析システムを構築するようになっている^{xxxv}。

まず、「平安城市」は治安、都市、交通、緊急事態と災害事故の警報および映像監視などの総合管理を担う監視システムである。この大型管理システムは、2004年に北京市宣武区、山東省済南市、浙江省杭州市、江蘇省蘇州市で試験的に導入されたが、その後、全国の多くの地域に導入されている。

また、2010年から、治安と社会の環境を整備するため、公安機関を中心として、中国各地で「天網工程」の建設も始まり、目標として2020年までに中国全土での導入が掲げられた。「天網工程」とは、人工知能を用いた監視カメラを中心とするコンピューターネットワークである。同システムの目的は都市の治安管理、犯

罪の防止、突発的な事件、事故時の映像資料の提出などである。「天網工程」は、GIS地図、映像、転送、遠隔操作、監視、記録などの機能が付与されている。リアルタイムの監視を通して人工知能で国民の顔認証を行い、その情報を元に違法行為を犯した個人の特定が可能になっている。「平安城市」と「天網工程」は、公安機関の専有映像監視網であり、公安局の監視対象の追跡を目的としている。

そして、2015年には「雪亮工程」が新たに導入された。これは、主に農村部の治安維持のために、県、郷、村を中心とした小規模なコミュニティでの治安監視システムである。「平安城市」や「天網工程」と異なり、「雪亮工程」は民間ネットワークであり、県、郷、村三級総合治理センターの下で総合予防システムとして機能している。

2019年の時点で、中国全土にある監視カメラは約2億台にまで増加し、2022年では6億台近くあるとされており^{xxxvi}、今後もさらに増えることが予定されている。中国の監視システムの精密度は非常に高く、顔認証機能付き監視カメラの他、通信ネットワーク、スーパーコンピューターによるビッグデータ、行動追跡機能も備えている。中国では、全国民に当たる14億人を一瞬で特定できる監視システムが構築されているともいわれている。5Gの普及が進み、4Kや8K映像の伝送が普及すれば、その精度のさらなる向上が予想される。この三つの監視システムの運用により、中国において犯罪者が違法行為を行う余地がかなり縮小され、治安の改善や犯罪率減少に顕著な効果がもたらされることになる。

こうした中国の社会信用システムと監視システムの導入、推進の経緯から明らかなように、これらはいずれも中国の現実的な社会問題を解決するために、構築されたシステムである。また、このような現代情報技術を駆使した政策の施行によって、今まで不可能であった社会の管理が達成され、社会の治安、生活環境は急速に

改善された。しかし、この社会信用システムと監視システムのデータマッチングによって、国民の身分証、戸籍、宗教・民族、学歴・職歴、銀行口座、不動産、納税・保険、顔認証など生体情報、位置・移動情報、SNSを通じた発信履歴、交友関係、購買履歴、通信履歴、閲覧履歴など、個人情報のほとんどが紐づけられることになった。これにより、国民の情報が政府と警察に晒された状態となったのである。

6. 社会信用システム政策施行中の問題点

社会信用システムの導入目的は、中国の治安と秩序を守り、社会全体の信用と誠実性を高めることにある。しかし、実際には、実験段階においてさまざまな問題も露呈している。以下で大きく4点に分けて分析する。

(1) 政策基準の矛盾

現在、中国の社会信用システムの「失信被執行人」の定義は地域によって微妙に異なる。一般的には履行能力があるにもかかわらず、有効な法律で定められた義務を履行しなかった者、証拠の偽造や暴力などで公務の執行を妨害または拒否した者、虚偽の訴訟や虚偽の仲裁、あるいは財産の隠匿、転移などによって法の執行を回避した者、財産報告制度に違反した者、消費制限令に違反した者、正当な理由なく協議の履行もしくは執行に違反した者などが挙げられる^{xxxvii}。このような信用失墜者被執行人あるいは信用失墜企業は、政府によってブラックリストに追加され、実名と身分証番号の一部などがインターネット上で公開される。しかし、個人情報とプライバシー権の保護において、こうした個人や企業の情報を公開する範囲、およびその判断基準は、地域によって異なる。また、それらの基準は、必ずしも法律との厳密な整合性があるわけではない。ゆえに、地域によって「法治」ではなく、「人治」の色彩が強い事例もしばしば見られる。その結果、冤罪や個人情報

の無断公開およびプライバシー権の侵害といった問題が頻繁に生じている^{xxxviii}。

また、失信被執行人としてブラックリストに追加されると、一定の罰則を受ける。例えば、個人の場合、飛行機や鉄道（グリーン車）の利用ができなくなる。高級ホテル、高級レストラン、ゴルフなどの各種高級サービスを利用する権利が失われる。また、旅行の制限や不動産および乗用車などの高級消費も制限され、さらに、学費の高い私立学校へ子女を入学させることもできなくなるといった、さまざまな罰則が設けられている。企業の場合、金融機関などからの融資の制限や、優遇措置を受ける権利が制限されるなどの厳しい制裁が設けられている。現在は地方政府が独自の社会信用システムを運用しているため、信用スコアを加点・減点する基準が異なる上、賞罰の内容も統一されていない。

現在、システムの判断基準やカテゴリーの検討は、地方政府の裁量によるものとなっており、市民に対しては、議論の余地が与えられていない。さらに、信用スコアは「誠実」と「信用」の両面を測ると想定されているにもかかわらず、両者のスコアとの関連性、特に賞罰の内容との直接的な関係が不明確である。これについても、一般市民の意見を聴取する機会は設けられていない。中国国内では「社会信用システム推進の過程において、軽度失信者の過度処罰および、重大失信者の処罰が不足するケースは各地で生じており、社会にも不満が広がっている」との指摘もある^{xxxix}。統一された基準がなければ、格差や不満を回避することができない。また、信用スコアと道德教育の関連性が明確でなければ、社会信用システム自体の目的にも本来の設定との間にズレが生じ、結果的に、社会を圧迫する要因となりかねない。

(2) 政策実施による個人情報とプライバシー権侵害の問題

社会信用システムの評価基準と、その実施において存在する個人情報とプライバシー権保護

に関する問題について論じる。

まず、個人情報については、収集範囲に問題がある。2021年11月1日に施行された中国の個人情報保護法では、明確に「個人情報の権利・利益を保護する」、「個人情報処理活動の規制に基づく」、「個人情報の合理的な使用を促進する」という内容が定められている（第1条）。また、個人情報処理の目的と、取得する個人情報を最小限に留める原則を遵守する趣旨も明確に記載されている（第6条）。しかし、実際に各地で構築されている社会信用システムを見ると、個人情報の収集や利活用の過剰なまでの拡大が深刻な状況となっている。

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症対策として健康コードアプリが導入された。これに伴い、健康コードアプリの個人情報が、社会信用システムの個人情報と結び付けられるようになった。結果的に地方政府による個人情報の収集が更に助長され、国民のほとんどの個人情報が政府に所管されるようになった⁴¹。政府の立場からすると、個人情報を多く把握すればするほど高度な行政管理とサービスの提供が実現可能となる。そのため、より良いガバナンスの成果を成し遂げる目的で、意図的に個人情報の収集範囲を拡大している。その上、各種データはビッグデータに蓄積、処理され、さまざまな目的で使用されており、違反者に対しては一般公開という罰則が設定されている。法律上では情報収集、処理に規制がある中で、政府は国民の個人情報を過剰に収集できるという状況が存在している。その要因として、主に2点が挙げられる。

第一の点として、中国の伝統的な観念の存在と政治体制の影響がある。中国では古代より、徴兵などの国家管理の手段として戸籍制度（「戸口制度」）が設けられてきた。この制度では個人、あるいは世帯の情報を、定期的に調査、記録している。このため、政府は長年にわたって当然のように国民の上に立って、個人情報を収集しており、個人情報を国有資産のようにみな

している。さらに、地方政府は行政上の実績を追求するために、社会のガバナンスの効果のみを重視する傾向にある。社会信用システムの導入に伴って、自らが管轄する地域においては、犯罪率や交通事故の件数減少など、前年度より何パーセント改善したなどの数字ばかりを追求している。これは、政府が社会信用システムにおける罰則の厳格化に専念したり、過剰なまでの個人情報の収集に走ったりする動機の一つになっている。

第二の点として、個人情報の尊重に対する軽視である。中国では、交通ルールの違反者に対して厳格な罰則制度を設けている。例えば、いつ、どのような違反をしたのかなどといった、本人でさえ自覚できないような細かいチェックがなされている。違反者について、街中の大型モニターに顔の映像や個人の身分証番号（あるいは番号の一部）など、さらにはこれらの個人情報、本人への告知なしに映し出されることがある。政府や関連部門は、情報システムに依存しており、システムが自動的に違法したと判断した市民の個人情報を公開している。欧米などの西側社会の価値観から見れば、この状況はプライバシー権侵害の懸念があり、また、肖像権をめぐる議論の余地がある。

次に、社会信用システムについては、信用情報の非合理性の問題がある。前述のように信用スコアを測る基準は、地域によって異なっているため、何を基準にするべきかについて、中国ではさまざまな議論がなされている。統一された基準がないことにより、地方政府による個人情報の過度な収集に繋がっている。さらに、政策実施における公平性にも潜在的なリスクがある。特に、社会信用システムのために収集される個人情報は、システムの核心となる「誠実」や「信用」との関連性が明確にされてない。ゆえに、算出された信用スコアの合理性についても、多くの疑問点が生じる。例えば、中国の法学者孟融によれば、「浙江省公共信用情報管理条例」第11条には、本人の「行政処分」と「行

政強制」などの経歴が、全て社会信用システムにおける信用評価の情報として収集、処理されると明記されている。また、国家鉄道局の「鉄道運輸業務信用管理暫定方法」第14条には、「鉄道運輸の秩序および安全を混乱させる」というような前歴も、信用評価の項目として使用すると記載されている。

孟の指摘によると、このような過去の刑事的な過失の記録や、社会的な行政上の過ちによる記録が、信用度の評価項目として一律で取り込まれるのは非合理的である。そもそも「違法」と「違信」（信用という道徳観念を違反する行動）は同じ概念ではなく、両者の概念上の区別は必ずしも明瞭とは限らない。元々、処罰を受けた原因は多種多様であり、全ての個人情報が「信用失墜」と関連するとは言い切れないからである。また、「道徳」にかかわる情報としてみなす基準も曖昧である。例えば、現在、ボランティア活動への参加は「信用」の情報として認められているが、「信用」とどのような直接的な関係があるかは不明である。このように「信用」に関する基準は、明確かつ合理的に検討されていない実情がある。こうした中で、社会信用システムの本質とは関係のない個人情報を無制限に収集することや、確固とした基準がないまま信用スコアとして格付けすることで、社会信用システムの本来の目的と大きなズレが生じるリスクがある^{xii}。

(3) 法律が欠けている「政策先導推進型」の欠陥

社会信用システムの最大の問題の一つは、法律の整備が不十分な点にある。社会信用システムは立法より先に実施されているため、政策自体に柔軟性はあるが、法的拘束力が弱い。このため、「信用法体系」のような法律の早急な構築が急務であると主張する中国の研究者の声は日々高まっている。しかし、社会信用システムは、法律の十分な整備という点で、必ずしも順調とはいえない現状にある。

社会信用システムの政策導入方法は、「政策先導による推進、地方政府主導型」であり、「政策先導推進型」とも呼ばれる。この「政策先導推進型」とは、中央政府から地方政府へ推進を進めるよう命令を下すことである。つまり、中央政府が政策の基本方針や導入方法を決定し、地方政府はその方針に従って政策を施行し、生じた問題に合わせてその都度必要な規制を定めている。この方法では、中央政府は、最初は大きな方向性を定めるだけで、細かい点までは検討しないという特徴がある。政策を実施する過程において、問題が生じれば、その都度対処方法を模索し、随時、必要な制度や法律を調整する方法でもある。このような方法の利点としては、政策の検討段階で無駄な時間を費やさず、政策の導入や推進を非常に迅速に執り行うことが可能な点が挙げられる。

社会信用システムを推進するため、中央政府はこれまで誠実に対する道徳的な意識を高めるような政策方針を掲げ、一連の推進政策を打ち出していた。「綱要」の他にも、「社会的誠実さの構築を加速するための信用度に対する共同インセンティブ制度および不誠実さに対する共同処罰制度の確立および改善に関する指導的意見書」（「关于建立完善守信联合激励和失信联合惩戒制度加快推进社会诚信建设的指导意见」）、「政府における誠実さの強化に関するガイダンス」（「关于加强政务诚信建设的指导意见」）、「個人のインテグリティ強化のためのガイダンス」（「关于加强个人诚信体系建设的指导意见」）などを公表している。国家発展改革委員会を中心とした各中央部署機関や最高人民法院などの協力の下、50以上の社会信用システムの賞罰と関連のある覚書が発表されている。これらに応じて各地方政府も社会信用関連の政策案を発表し、中央と地方政府は協力することで、社会信用システムの推進へと政策の方向を定め、発足させている。現在、中国政府によって推進されている社会信用システムは、情報技術を駆使することで、急速に中国各地に導入されている。

しかし、この政策推進型の社会信用システムは、法的根拠が不十分なため、運用される際に法律と噛み合わないという現象が各地で頻繁に起こっている。その典型的な例が先述した交通違反者の個人情報を本人の確認なく一般公開する事例である。他にも、失信被執行人の不明確な判断基準や、証拠が不十分なまま信用が失墜してペナルティを与えられる非公平性、ブラックリストの利用の拡大などといった問題も目立っている。

中国の法学者が指摘したように、「政策先導推進による社会信用システムの推進は大きな効果をもたらしたが、政策自体には、その地域の事情、その時の情勢、あるいは相手に応じて適切な措置を取るという限定的な特性がある。さらに、政策の表現に曖昧さがあり、時に権利関係が不明瞭であるため、予期できない結果へと導かれる危険性がある。したがって、重大な政策の執行は、最終的には必ず法律による規制に帰結する」ため、健全な法体系の構築は欠かせない^{xliii}。湘潭大学の顧敏康は「社会信用システムの建設は、法律の支えがなければ長期的な社会効果が得られない。国家レベルの立法が遅れたため、一部の地域では、「信用失墜」(「失信」)の判断基準が不明確であったり、失信被執行人に対する罰則が過剰であったりするなど多くの問題が生じている」と指摘している^{xliiii}。

確かに、近年、中国はさまざまな分野において法の整備が加速されている。2020年5月に民法典が採択され、2021年1月1日から施行されている。また、2021年8月20日には個人情報保護法が採択され、11月1日から施行されている。これらの立法を見ると、中国政府は各分野に関連する法整備を順調に進めているように見える。しかし、社会信用システムについては、政策導入が迅速に進んでいるにもかかわらず、直接関連する立法は現状のところ停滞している。「綱要」には2020年までに社会信用システムに関する基本法律、法規と標準的な法体系を構築すると明記されているが、信用に関す

る立法はまだ地方レベルに留まっている。中国の国家レベルの信用に関する立法は「信用管理条例」(「征信业管理条例」)、「企業情報開示暫定条例」(「企业信息公示暂行条例」)などに限られており、行政法規を除いて、全国人民代表大会および常務委員会で審議された法律はほとんどない。そのため今後、社会信用に関する法の立法は喫緊の課題となっている^{xliv}。

しかし、社会信用システムに関する立法は決して容易なことではない。中国では伝統的な倫理道徳である誠実の観念を法律に取り込むべきかをめぐり、法律分野の研究者の間で激しい議論がなされている。一部の研究者は「法律は法律であり、道徳は道徳である。別々の領域であるため、道徳に属する「誠実」を法律が調節することは不可能である」と主張しており、社会信用システムのための法体系構築の必要性について疑問を持っている^{xlv}。逆に、立法推進派は「自然法学の視点から見れば法律は一つの重要な社会規範であるため、道徳から切り離すことはできない」と主張し、フラー(Lon Lovius Fuller)の「法律の道徳性」を根拠に、道徳と法律の関係性を論証している^{xlvi}。また、「このような法律と道徳を分離する論点は、法学が成り立つための背景における政治、経済、社会、倫理道徳といった影響を与えうる要素を剥脱し、純粹に法律に重点を置く」こととなる旨を指摘し、社会信用システムの概念を法律の側面から定義することの重要性を主張する研究者もいる^{xlvii}。このように、社会信用システムについて、道徳倫理と法律の関係性をめぐる議論が、中国国内の法学分野で展開されている。ただ、意見が集約されていないために、立法が立ち遅れ、社会信用システムの施行時に生じた問題の解決を停滞させる一因にもなっている^{xlviii}。

(4) 政策理論、概念と信用主体範囲の不明晰化

社会信用をめぐる議論において、理論や概念および主体範囲の明確化は非常に重要であ

り、また、公権と私的権利との関係の明確化、およびその均衡も同様に重要である。そもそも中国の「信用」の概念と、アメリカやヨーロッパにおける「信用」の概念との間に大きな違いがある。アメリカやヨーロッパでは、一般的に経済学の側面があり、個人や組織間の信用関係は契約・協議に制約される。しかし、中国の伝統文化における「信用」は、広義的な意味として解釈されており、社会学的な概念に重く偏っている。近代以前より、中国の「信用」は契約・協議とは関係がなく、道徳（良心）による束縛が規範となって是正されるのが一般的であった^{xlix}。四川大学の張洪松の分析では、「これまで、伝統的な中国ビジネス社会は小規模な範囲における人脈社会（「知人」）によって成り立っており、知人間でのビジネス活動が主である。そのため、人と人とのビジネス関係は道徳・良心に束縛されていた。長年の付き合いであるからこそお互いが信頼し、常連客であるからこそ欺瞞を忌避する意識が強く、互いに良心によってビジネス関係を結んできたのである。しかし、市場経済への転換によって、市場規模は拡大し、市場の「陌生化」（市場において、見知らぬ人同士のビジネス活動が中心になること）が急速に進んでいる。従来、知人関係という小規模な範囲で形成されていたビジネス環境が崩壊したのである。したがって、現代中国社会の信用問題を解決するには、従来の「徳治」と新たな「法治」の両面を強化することが求められている」^l。一方で、理論上とは裏腹に、具体的な社会信用システムに反映されている「徳治」をよく観察すると、単に信用スコアで測定し、「奨励」と「罰則」によって機能している。このため、実際の効果は「処罰の執行による国家ガバナンス」に頼っているのではないかという疑問もある。しかし、現状では中国の社会信用システムは、そこまでの厳密な議論に至っておらず、政策の施行も各地方政府の裁量に委ねられている。その結果、「人治」に加え「処罰による国家ガバナンス」の特色が

色濃く、これも不公平、基準の不透明性、冤罪などが生じる主な原因となっている。

7. 中国の国民から見た社会信用システム

中国の社会問題解決を目的として構築された社会信用システムは、さまざまな問題を抱えていると同時に、社会問題の解決には大きな成果を示している。社会信用システム政策における個人情報とプライバシー権保護に対する中国の一般国民による反応について、以下に分析する。

なお、中国の実際の状況を明らかにするために、本来は実証研究の手法を用いて現地で調査研究を行うことが最も理想的である。しかし、2020年以降、中国の諸規制と新型コロナウイルス感染症対策の状況によって、直接中国大陸へ赴いて情報収集と実態調査をすることは困難であった。したがって、本論文では、まず中国政府の「信用中国」のホームページで開示されている NGO 団体である、北京中関村企業信用促進会が行った調査の最新のデータに基づいて分析を行う^{li}。

北京中関村企業信用促進会は2020年10月から4ヶ月にわたり、北京市における16区の住民を対象に、匿名によるインターネット上での社会信用システムの導入に関するオンライン調査を行った^{lii}。統計結果によれば、まず「社会信用システム構築における立法の必要性」について、「必要」と答えた人は87%、「必要ない」と答えた人は3%、「どちらでもいい」と答えた人は5%、「無関心」と答えた人は4%であった。

次に、「どのような分野の人に社会信用度を高めるべきか」という質問に対して、上位3位までの回答は、企業法人が40%、公務員が37%、医者34%であった。また、「信用に関する立法の重点はどこに置くべきか」という質問に対しては、69%の市民が信用失墜被執行人への罰則を強化するべきだと回答した。同時に、信用を堅持する人への奨励項目を拡大すべ

きだと答えた人は49%であった。さらに、信用の評価基準範囲の拡大、記録内容の拡大化を避けるべきだと答えた人は42%であった。プライバシー権保護、信用主体の知る権利、人格権の保護と異議申し立ての権利の確保が必要だと答えた人は42%であった。一方で、公共機関に対して監督し評価基準の規範を制定すべきだと答えた人は19%となった。

「個人情報保護の評価」については、70%の北京市民が満足していると答えており、満足度が50%以下だと答えた人は14%程度であった。さらに、「社会信用システムに対する総合評価」の平均点数は10点満点中9.3点であり、5点以下の評価は僅か0.51%であった。

一方で、「今後どのような分野で信用の強化が必要か」という問いに対しては、72%が社会の誠実性の強化だと答えている。強化の対象としては政府が59%、行政機関が51%、司法機関が50%であった。「社会の誠実性が欠けている主要原因は何か」という質問に対しては、政府の管理不足だと答えた人が62%、法律の拘束力が弱いと答えた人が60%であった。また、社会全体の誠実さに対する意識が弱いと答えた人が51%、情報の透明性が足りないと答えた人が43%、賞罰制度の不足と答えた人が42%である。このアンケート調査に基づいて、北京市民の意見を踏まえ、一般中国の国民から見た社会信用システムの特徴は以下のようにまとめることができる。

- i) 一般市民は法治の意識が高く、社会信用システムの構築における法律の重要性をよく理解している。また、現在の社会信用システムの賞罰制度に問題があることを認識しており、社会信用システムにおける評価基準の不備も認識している。さらに、9割弱の人がこのような問題を改善するために、法律の強化が重要であると考えている。
- ii) 一般市民は社会信用システム導入の目的

を理解している。社会信用システムに対しては、社会の違法行為を途絶させること、誠実性を高めること、政府・行政機関や司法機関の信用性、ビジネス分野における道徳心の向上などを期待している。これは政府が設定している社会信用システムの目標とほぼ一致している。つまり、一般市民は、社会信用システムの導入目的をよく認知しており、政府による国民への監視や情報管理のためだけだとは必ずしも認識していない。

- iii) 社会信用システムの個人情報保護については、約7割の人が満足している。つまり、一般国民が考える「個人情報保護」とは、政府が国民の個人情報を民間組織へ漏洩するか否かであり、政府の個人情報収集や利活用にはあまり意識を向けていない。この現象は「個人」と「自由」を重視するアメリカとは非常に対照的である。中国の政治体制や伝統的な文化である「家父長制」、「共同体の利益優先」の特徴を反映しているともいえる。
- iv) 約6割以上の市民は、社会信用システムの導入を通して犯罪の減少や、政府・行政部門、司法機関などによる不正行為の改善に対して期待をしている。
- v) 総合的な結論：市民の多くは社会信用システム導入の必要性を理解した上で、賛同している。また、政府が示す導入の目的に疑いを持たず、その効果にも期待している。さらに、政府が個人情報を収集することについての抵抗感は必ずしも強くなく、政府の個人情報保護に満足している。評価結果にも示されたように、一般国民は政府によって個人情報とプライバシー権が侵害されているという意識を持っていない。一方で、現状の賞罰基準が曖昧な点や法制度が完備されていない点についてもよく認知しており、早急な信用法の立法と賞罰制度の合理化を期待

している。つまり、一般国民は社会信用システムの不備を知りながらも、社会環境の改善の必要性を確実に実感しており、社会信用システムを高く評価しているのである。

こうした中国国民の反応については、中国国民にとっての社会信用システムの必要性や、中国国民が求める個人情報とプライバシー権の保護のあり方といった側面を考察する必要がある。

(1) 国民のムード

中国国民は、社会信用システムに対して、三つの効果を期待している。

第一に、治安強化と犯罪の防止である。社会における犯罪率が急激に上昇していることに対してⁱⁱⁱ、歴代の中国政府は「厳打」のような臨時制裁措置を導入した。しかし、一時的な効果はあるものの、根本的な問題解決には至らなかった。国民が不満と不安を覚える中で、政府に対する不信も高まることになったのである。中国政府はこのような状況を受け、2004年から2020年まで「全地域を覆い、死角を無くす」をスローガンに最先端情報技術を用いた犯罪防止のための対策を掲げた。「平安城市」、「天網工程」および「雪亮工程」の三つの社会監視システムの構築に力を注いだのである。その結果、2018年時点で、暴行事件は2012年より51.8%減少し、重大交通事故の発生率は43.8%減少した。社会の治安に対する人々の満足度が2012年の87.5%から、2017年の95.55%へとアップしたという報道もなされている^{iv}。

第二に、偽造商品の流通の途絶である。改革・開放以来、市場規模の拡大が急速に進んだが、各種規制や法律の整備の進捗は相対的に緩慢であった。さらに、拝金主義の風潮とビジネスにおける不正行為によって、国民生活に直接かわりのあるさまざまな商品の偽造問題が頻発した。偽造医薬品、偽造食品、偽の日常用品など

が常に国民の健康と安全を脅かし、一時は海外においても、中国から有毒な餃子、粉ミルク、野菜などが輸出されたなどとする報道がなされた。このような状況に対し、厳格な対応を含めた改善措置を講じなければ、民衆の不満を抑えきれず、国際社会でのイメージも大きく損なうおそれが出始めていたのである。

これらの問題解決のために、公安局や検察院などの政府や司法部門が犯罪者に対して厳しい対応を採るようになったが、十分な効果は見られなかった。厳正に取り締まる法律はあるものの、脱法行為も存在した。こうした経済的な不正行為や非倫理的行為は、規模や範囲が限定的な場合、刑事案件にならないまま、多くの地域で国民の日常生活に直接的な弊害を与えていた。一般国民からすれば、もし社会信用システムが罰則をはじめとする、実効的な機能を備えて活用され、司法機関の不足を補填することが可能ならば、司法機関のみに頼る現状と比べて、もっと効果的になりうる。これも踏まえると、国民が社会信用システムを擁護するのは至極自然なことであるといえる。

第三は、行政機関と司法機関の信用性の回復である。つまり、国民は共産党幹部の職権乱用や公的資金の流用、賄賂などといった犯罪に対する取締りも期待しているのである。近年、共産党幹部による犯罪が各地で増加し、民衆の不満を抑えきれない状況になりつつある。司法機関が厳しく規制しているにもかかわらず、各地での犯罪は依然として途絶できていない。特に、地方や中央政府の高級幹部による汚職や犯罪は、社会に深刻な悪影響を与えており、一般国民も憤りを感じている^{iv}。司法手段を通しての制裁は強く期待されているが、それでもこのような犯罪を途絶することはできない。加えて、一般の犯罪者が法的制裁から逃れる事例も多い。このような現状も中国国民が社会信用システムへの期待を高めた一因である。

(2) 中国国民が考えた個人情報とプライバシー権保護

政府による個人情報の収集と利活用に対する国民の容認と高評価については、主に四つの理由が考えられる。

第一に、伝統文化の影響である。古来より、中国には、「不做亏心事，不怕鬼叫門」（良心に恥じることをしなければ、鬼に門を叩かれても恐れない）という諺がある。正々堂々と行動し、悪いことをしていないならば、私生活を人に見られても特に気にしないという意味である。そもそも中国文化において求められる理想的な人間像とは、「光明磊落」（公正で、はっきりしており、隠し事がない）である。他人に見られても平気であるのが君子、紳士であり、そうではない者は裏で必ず悪いことを隠していると思われる。このような観念は、今も国民の道徳観に浸透している。このため、一般国民は政府に個人情報を収集されても「悪事がない安心感」（悪いことをしていないなら、見られても特に気にしない）を持っている人の割合が高いのである。

この問題を確認するため、本研究では個人情報が中国政府に収集され、常に政府に監視されている状況について、一般の中国人がそれを受容している心理に関して調査を実施した。対象は中国本土出身の20代から80代までの男女50人であり、2020年7月から2021年11月までの間で、匿名でのインタビューを行った（対象者は在日留学生15名を含む学生25名、中国国内の大学教員6名、中国国内の定年退職者5名、中国国内の会社員14名で構成されている）。まず、「政府への個人情報提供、政府による監視についてどう思うか」という質問に対して、「特に心配していない」と答えた人が最も多く、全体の約80%を占めている。逆にこのような監視監督は賛成できないと答えた人は、僅か1%である。賛成する人の理由としては、「プライバシー権保護は重要であるが、自分は悪いことをしていないので、政府に見られても特に困ることは起きず、特段気にしていない」とい

うものである。

ダニエル・ソローヴのプライバシーの新理論は、このような事象を「悪事がない安心論」と称し、その危険性を分析している^{lvi}。要は、確かにどの国にもこのような考え方を持っている人はいるが、国によってこのような論点が生まれる原因が異なる。中国の場合は家父長制や、権利としてのプライバシーの意識が薄いとといった伝統文化が一つの要因と考えられ、国民の間では「悪事がない安心論」が生まれやすいのである^{lvii}。

第二に、国民と政府の関係についてである。アメリカのエデルマン社の調査結果が有力な根拠を提示している^{lviii}。実際、中国の国民と政府との関係は海外が想像した状況よりは良好である。この状況に関して、専門家はさまざまな角度から解明を求めているが^{lix}、中国政府の「正当性」に対しては、中国の民本思想と切り離すことができない^{lx}。中国の経済発展と国民の豊かな生活の実現は、国民による政府に対する支持と信頼の評価基準となっており、政府にとっての「経済の正当性」である^{lxi}。近年は経済の発展と国内の状況、生活の変化を通して、多くの国民は政府を信用しており、特に民間では解決できない問題に直面した時には、この傾向が顕著になる。いままで、共産党政権はさまざまな対策を導入したにもかかわらず、満足できる政策効果を示すことができなかった。しかし、新たな社会信用システムは、従来の対策と比べて高い効果を示している。情報社会の技術力と厳格な政策の導入により、国民が生活面で長年悩まされた状況が比較的短期間で改善されていることから、国民による社会への肯定感が高まっている。さらに、法律を順守する国民は優良市民としての表彰など、さまざまな奨励や優遇措置を享受できる。社会信用システムの恩恵に対して、多くの人々は信頼を寄せるようになっている。

第三は、社会義務という意識である。アメリカなど西側諸国の道徳と政治理論の基礎は、一

般的には自由、理性的、自律的な個人として、道徳的、政治的、形而上的に肉付けされた自我の概念にある。しかし、中国の場合は中国独自の共同体意識が根底にあり、共同体内での調和を重んじる独自の観念を有している。中国における一般的な認識は、「人間は家族という共同体から出発し、外部へ向けて自らの美徳を広めていく」ことである^{lxii}。その大きな特徴の一つは、個人の権利や利益の強調より、共同体全体の権利と利益を優先することである。さらに、中国の「自由観」は、個人は完全に自由というわけではなく、お互いが思いやりの気持ちを持って共存することにある。多くの国民はこれを一種の美徳だと認識しており、昔から固有の中国文化として、社会の広範囲で宣揚されている。特に、近年の中国政府は精力的にこのような儒教的思想を国家統治と社会的教育に反映しようとしており、社会においても普遍的な理念として再び強調されるようになってきている。したがって、欧米中心の西側的な個人主義や自我中心的な考え方は中国では通用せず、むしろ軽視されている。

第四は、中国国民の個人情報とプライバシー権の保護に対する意識の変化である。伝統的な中国文化において、プライバシーは悪事を隠す意味が強かったため、一般国民は「個人の権利として保護しなければいけない」といった意識をあまり持ち合わせていなかった^{lxiii}。中国で個人情報とプライバシー権保護の概念が生まれた背景には、強い時代性と社会の必要性があり、主に犯罪の増加が発展のきっかけであり、一般国民は個人の安全を守るために個人情報とプライバシーを保護する意識を強めたのである。そもそも社会主義の計画経済時代には、私有財産の所持はかなり限られていた上に、国民の収入もほぼ一律で平等であった。そのため、隠す必要のある個人情報もほとんどなく、一般的な私事を秘密にしようとする傾向も非常に少なかった。1980年代までの中国において近隣同士の関係は非常に密着したものとなっており、住民

間の交流もかなり頻繁であった。個人情報という概念やその保護への意識も薄く、1980年代まで日本の公衆電話ボックスに電話帳がそのまま置いてあったように、当時の中国にも、個人情報をわざわざ隠すという考え方を持つ人はほとんどいなかったのである。

中国の状況が急激に変化したのは1980年代後半であった。改革・開放政策の進行と社会の急速な発展は、中国の一般人における従来の個人情報とプライバシーに対する考え方を徹底的に変容させた。まず、経済発展によって、人々の生活水準や住宅状況がかなり改善され、個人の収入や私的財産が増加した。私生活においても格差が生まれるようになり、人々の仕事や生活スタイルも多様なものとなった。その結果、近隣住民同士の意思疎通や交流の頻度は徐々に減り、住民は生活の上で互いに一定の距離を保つようになった。加えて、当時、計画経済から市場経済へ移行しつつあった中国社会では、犯罪件数も増加した。とりわけ、インターネットや携帯電話の普及が進むにつれて、詐欺なども年々深刻化し、社会的な不安定要素が急増した。このような社会状況の変化によって、個人や家庭に関連する情報を他人から隠さなければ、犯罪被害を受けるリスクが高まることになった。「セキュリティ」や「個人情報保護」といった言葉も、この時代から徐々に日常生活に出現するようになり、見知らぬ人との雑談にも慎重になり、人間関係も疎遠なものとなった。国民は個人情報とプライバシー権の保護を意識するようになったのである。

総括すれば、一般中国人の個人情報とプライバシー権保護の考え方は中国の社会状況の変化と需要に応じて変化したものである。その原因も社会環境における安全面での対応と防衛であり、犯罪被害を避けることにあった。中国の個人情報とプライバシー権の保護は、社会や民間の摩擦から生まれた産物といえる。その意味で、この一般の国民が有している中国独自の個人情報とプライバシー権の保護に対する認識は、西

側的な個人の自由や尊厳に対する精神面における強い欲求とは性質が異なる。中国の個人情報とプライバシー権の保護を論じる上で、こうした特徴的な経緯について留意する必要がある。

8. 社会信用システム政策に表現されている個人情報とプライバシー権保護

確かに中国の個人情報とプライバシー権保護は、アメリカの影響を受けて、一つの移植された概念として発展してきた。しかし、中国で形成されている個人情報とプライバシー権保護の概念は、中国における社会環境の影響を受けて変容しており、原形と異なる形で形成された^{lxiv}。民主主義を前提に、個人を中心として自由や私的権利を重視する発想から生まれたアメリカの個人情報とプライバシー権は、中国の伝統観念とは相入れないものである。しかし、中国社会の変化と生活面の需要に応じて、「個人情報、プライバシー権保護」という言葉自体は受け入れられたが、中国の風土に影響を受けながら、中国の社会問題に対応するために独自に再解釈されて、中国社会に適応した新しい概念になったのである。このような独自性は中国政府が導入し、推進している社会信用システムにも顕著に反映されており、その特徴を以下の4点にまとめることができる。

第一に、政策の施行にあたって、最先端の情報技術を存分に活かしており、国民の個人情報は国家の重要な資源として、最大限に利活用されている。民法典や、個人情報保護法をはじめとする個人情報とプライバシー権を守るような関連法は適用されている。しかし、政策が先行して推進されているため、社会信用システムに直接対応する法律は、事実上導入・実施の後に立法化されている（現状はまだ不完全である）。また、政策自体は選定された地域で試験的に導入されている点にも留意が必要である。全国規模で導入される以前の段階では、中央政府から地方政府に裁量権が委ねられている。政策が導入された時期、政策方針、個人情報保護の度合

いなどについては、地域差が大きい状況になっている。社会信用システムにおいては罰則に関する規制が厳しい上に、信用失墜者に関しては公開される個人情報の範囲が広がっている。

第二に、この社会信用システムは中国政府の管理、保護の下で運用されており、国民と政府間との関係は統属の関係を前提にしている。システムで設計されている信用スコアを評価するためのカテゴリーや、賞罰基準は地方政府によって構築されている。そのシステムの設計に関して、事前に一般市民の意見を調査したり、聞き取りを実施したりすることはあまりなされていない。また、運用や制御にあたっては、個人情報保護法や民法典のような関連の法律が有効であるが、社会信用システムと直接かかわる法律は整備がまだ不十分な状況にある。このため、賞罰が不公平であったり、冤罪が生じたりすることもしばしば発生する。しかし、従来は法的な制裁を免れていたような犯罪行為や不正行為の多くに対処できたため、国民から見れば、当該システムの長所は短所より大きい。現状、政府と国民の間には直接的な摩擦が少なく、政府と国民は互いに満足する関係を保っている。

第三に、そもそも中国の伝統文化において、個人を中心とする考えや人権思想は薄く、個人情報とプライバシーを権利とする意識が、必ずしも徹底的に定着しているわけではない。このため、この社会信用システムの導入においても、国民は政府による方針を深く意識せず受け入れている。近年、中国社会において、民間組織から市民の個人情報とプライバシーの権利を保護すべきとする意識は、徐々に強まっているが、政府から独立した個人の権利として保護すべきだという考え方はいまだに確立されていない。社会のために義務を果たすことは、伝統的かつ社会的な普遍認識であり、公益における私的利益の犠牲はある程度やむを得ないと考える国民は非常に多いのである。一方で、社会信用システムに対応できる法体系にはまだ不備があるため、政策施行上の過誤が生じやすくなっている。

いずれにせよ、前述の北京中関村企業信用促進会のアンケート調査にも反映されていたように、中国の社会信用システムの導入に対しては、80%以上の国民が賛同している。さらに、当該政策の個人情報保護に対して満足だと答えた人は70%を超え、逆に不満だと答えた人は僅か7%と、極めて高い満足度に至っている。社会信用システムにおける個人情報とプライバシー権の保護は、前提として、中国独自の伝統や政治、文化などに影響を受けており、相対的多数の人々の生活の安全や、良好な生活環境の維持を最優先にしているのである。

第四に、中国において政府と国民は統属と信頼の関係で成り立っており、政府の個人情報の収集や利活用に対しては国民の危機感が薄く、鈍感である。社会責任という信念の影響を強く受けていることから賞罰、個人情報の公開、信用スコアによる格付けに対して、脅威を感じていない国民が多数存在している。その意味で、呂耀懐が説明したように、「伝統的な中国社会において、個人の利益を無視するような古い共同体主義は、個人のプライバシー保護に真剣な関心を有してはいなかった」。現代の中国社会では、個人主義がより認められるようになり、限定されてはいるもののプライバシー権が許されている。しかしながら、「個人よりも全体を重視するという意識が強く、プライバシー概念を補強するための個人主義を原点としたアメリカなどの西側社会の権利保護とは対照的に、中国ではプライバシー権保護の感覚は極めて弱い」⁴⁵⁾のである。

中国がこれまで実現させてきた大規模な社会信用システム政策と監視システムの施行は、政府の国家戦略と切り離すことができない。中国政府は国民経済・社会発展第13次5ヶ年計画に国家ビッグデータ戦略の実施を盛り込んでいる。つまり、2016年3月からデジタル中国の建設を全力で加速させ、ビッグデータの活用を戦略レベルにまで格上げする方針を打ち出しているのである。これにより、国家レベルではデ

ジタル主権、デジタル・ガバナンス体系、デジタル経済の三つの分野に重点が置かれるようになった。国家全体におけるデジタル技術の普及と応用は、飛躍的な発展を遂げつつあるといえる。しかし、このような情報技術を駆使した国家政策の実施は、個人情報とプライバシー権保護について、明らかに議論すべき問題も生み出してしまうのである。例えば、国民は社会信用システム政策の恩恵を受け入れる一方で、国民間においてスコアによる格差が生じるリスクがある。また、政府の監督と保護の中で安全に暮らすことができるものの、政府は蓄積した個人情報を用いて、国民の行動を恣意的に誘導し干渉する可能性が高まる。したがって、これらの課題に対しても今後は注意が必要である。

このように、中国の政策における個人情報とプライバシー権の保護について、社会信用システムの事例を通して分析を行った。独自の歴史、文化、政治体制、価値観などが要因となって、社会における個人情報とプライバシー権の保護に対する認識やあり方は、国家によってそれぞれ異なっている。しかし、価値観はどうであれ、一つの社会を持続的に良い方向へ進めるため、持続的な効果のある政策の導入は特に重要である。現在、中国の社会信用システムは、短期的な政策効果の点から一定の評価が可能であるものの、長期的な社会の管理手段として導入することの可否をめぐっては、とりわけ個人情報とプライバシー権保護の側面には議論すべき点も残されている。

9. おわりに

本論文は情報技術を駆使した中国の社会信用システムの政策事例についての分析であり、政策における個人情報とプライバシー権の保護についての実態と性質を検証した。社会信用システムを導入する目的は、主に社会問題を解決するために実施された政策である。また、政策の方針は現代情報技術を活かして、中国の伝統的道德文化を踏まえ、「誠実」と「信用」の教育

強化を通して社会的課題を是正することにある。当該システムは、2022年から本格的に全国規模での実装に向けて導入が進められている。確かに、さまざまな社会問題の解決に有効的であり、一般市民からの評価も高い。しかし、政府は従来から個人情報を過剰に収集している。さらに、個人情報とプライバシー権保護に関する法律があるにもかかわらず、それに従うことなく個人の権利を侵害していることがしばしばみられる。こうした点で多くの課題が残されている。特に、この政策を長期的な社会のガバナンスの手段として頼るには、格差社会が生まれることや監視社会が形成されること、委縮された社会になることなど、歪んだ社会へ発展するリスクが潜在的に存在することをここでは指摘しておきたい。

-
- i 张天培「推进更高水平平安中国建设」『人民日报』（2022年7月26日第4版）http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2022-07/26/nbs.D110000renmrb_04.htm（最終閲覧日：2022年8月15日）。
- ii 高口康太「道徳心を採点される—中国で広がる「信用スコア」の内実」（2019年10月23日）<https://news.yahoo.co.jp/feature/1477/>（最終閲覧日：2022年3月20日）、大屋雄裕「個人信用スコアの社会的意義」『情報通信政策研究』第2巻2号（2019）15-26頁。
- iii 堀内進之介「情報技術と規律権力の交差点—中国の「社会信用システム」を紐解く」『人文学報』第515-1号（2019）159-179頁、Creemers,R.,（2014）“Planning Outline for the Construction of a Social Credit System（2014-2020）”<https://chinacopyrightandmedia.wordpress.com/2014/06/14/planning-outline-for-the-construction-of-a-social-credit-system-2014-2020/>（最終閲覧日：2020年

3月27日）。

- iv 田中信彦「全国民の信用情報を政府当局が一元的に管理」『週刊東洋経済』（2018）32-33頁。
- v 宮崎正弘『AI監視社会・中国の恐怖』（PHP新書、2018）29頁。
- vi ジョージ・オーウェル（高橋和久訳）『一九八四年』（早川書房、2009）を参照。
- vii 野口悠紀雄『中国が世界を攪乱する AI・コロナ・デジタル人民元』（東洋経済新報社、2020）175頁、Judith Petersen,（2019）“Chapter VII: The Chinese Social Credit System: A Magical Tool of Governance in Big Data Era?”, *Reassessing Chinese Politics – National System Dynamics and Global Implications, East Asian Politics*, p.142.
- viii Sebastian Heilmann（2018）“Xi Jinping’s China Leninism Upgraded: Xi Jinping’s Authoritarian Innovations”, *China Economic Quarterly*, vol.20, no.4, *Gavekal Dragonomics*, p.22, <https://www.semanticscholar.org/paper/Xi-Jinping-%E2%80%99-s-China-Leninism-Upgraded-%3A-Xi-Jinping-Heilmann/9e127c85dce45e23e26f193d2a4c9ef5ec69a181>（最終閲覧日：2021年8月7日）。
- ix 赤間清広『中国異形のハイテク国家』（毎日新聞出版、2021）36頁。
- x Sebastian Heilmann（2018）“Xi Jinping’s China Leninism Upgraded: Xi Jinping’s Authoritarian Innovations”, *China Economic Quarterly*, vol.20, no.4, *Gavekal Dragonomics*, p.22, <https://www.semanticscholar.org/paper/Xi-Jinping-%E2%80%99-s-China-Leninism-Upgraded-%3A-Xi-Jinping-Heilmann/9e127c85dce45e23e26f193d2a4c9ef5ec69a181>（最終閲覧日：2022年5月3日）。
- xi 林钧跃「社会信用体系：中国高效建立

- 征信系统的模式』『征信』2011年第2期1-7页。
- xii 王淑芹「探索与创新社会诚信建设的中国特色」『马克思主义与现实』2020年第3期175-180页。
- xiii 熊治东「社会信用：关于内涵、结构与价值的哲学思考」『南京航空航天大学学报』（社会科学版）第24卷第1期（2022年）8-12页。
- xiv 孟融「国家治理到个人保护：社会信用体系的信息利用逻辑传递—以个人信息保护法出台为背景」『北京行政学院学报』2021年第5期27-35页。
- xv 政策が先に執行されてから、法律や規制などを後から検討することを指す。
- xvi 例えば中国政府が発表した「社会信用体系建设规划纲要2014-2020年」、「关于建设完善守信联合激励和失信联合惩戒加快推进社会诚信建设的指导意见」、「关于加强政务诚信建设的指导意见」、「关于加强个人诚信体系建设的指导意见」などの政策文書を指す。
- xvii 2000年末までに中央政府が発表した社会信用システム推進に関する文書や覚書など合計51本の内、「懲戒」関係の覚書は43本、「奨励」関係の覚書は5本、「奨励と懲戒」両方を含めた覚書は3本である。
- xviii 王伟「论社会信用法的立法模式选择」『中国法学』2021年第1期228-247页。
- xix 张丽丽「中国公共信用体系建设：特性、问题与对策」『新视野』2017年第2期59-60页。
- xx 白建军「从中国犯罪率数据看罪因罪行与刑罚的关系」『中国社会科学』2010年第2期144-160页、栗小萌「1990年以来我国犯罪率的现状、特点和原因分析」『法学研究』2011年93-94页。
- xxi 人民法院新闻传媒总社「司法大数据专题报告显示—涉信息网络犯罪案件量逐年上升诈骗罪占比最高」最高人民法院新闻网、<https://www.court.gov.cn/xinshidai-xiangqing-368161.html>（最終閲覧日：2022年11月5日）。
- xxii 毛里和子『現代中国政治（新版）』（名古屋大学、2004）42-43頁。
- xxiii 凌秋阳・吉中信人「中国における犯罪予防の現状に関する一考察」『広島法学』第42卷2号（2018）106-108頁。
- xxiv 刘承水「城市公共安全评价分析与研究」『中央财经大学学报』2010年第2期55-59页、75页。
- xxv 周偉萌ほか「大数据时代信息利用与个人信息保护的冲突与平衡」『法制与经济』2019年第12期11-13页、28页。
- xxvi 行政機関以外の国家機関などへ陳情・苦情を訴えることも含む。
- xxvii 黄闻云「我为信用三上书」『商业经济研究（商业时代）』2002年第7期58-59页、新浪财经「黄闻云：中国信用建设第一人 兼济天下为诚信上书」（2012年08月31日）<http://finance.sina.com.cn/roll/20120831/084613010179.shtml>（最終閲覧日：2022年10月4日）。
- xxviii 韩家平「中国社会信用体系建设的特点与趋势分析」『征信』2018年第5期1-5页。
- xxix 中华人民共和国中央人民政府「国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要（2014—2020年）的通知」国发〔2014〕21号（2014年6月14日）http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-06/27/content_8913.htm（最終閲覧日：2022年10月18日）。
- xxx 刘瑛・陈柳西「构建信用法治体系破解诚信缺失难题」『中国信用』2020年第11期111-117页。
- xxxi 国务院「社会信用体系建设规划纲要」（2014年6月14日）http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-06/27/content_8913.htm（最終閲覧日：2022年7月20日）。
- xxxii 刘瑛・陈柳西・前掲注xxx）111-117页。

- xxxiii 12 のモデル都市とは、濰坊、威海、榮城、宿遷、南京、蘇州、杭州、温州、アモイ、義鳥、惠州、成都である。
- xxxiv 江小涓「加强网络空间诚信治理」『人民日报』(2021年02月03日第09版)。
- xxxv 岡野寿彦ほか『中国のデジタル戦略と法—中国情報法の現在地とデジタル社会のゆくえ』(弘文堂、2022) 262-278頁。
- xxxvi 天兒慧『中国のロジックと欧米思考』(青灯社、2021) 19頁。
- xxxvii 中国の各省・市政府の信用サイト(北京、上海、山西)が公表した内容をまとめ、整理したものである。
- xxxviii 罗培斯『社会信用法:原理、规则、案例』(北京大学出版社、2017年版) 56頁。
- xxxix 石新中「信息文明时代下的“信用立法”」中宏网(2021年1月29日) <https://www.zhonghongwang.com/show-390-194671-1.html> (最終閲覧日:2022年3月9日)。
- xl 伊夢瑛「中国の新型コロナウイルス感染症対策から見る個人情報とプライバシー権」『一橋法学』第20巻第1号(2021) 546-553頁。
- xli 孟融・前掲注xiv)27-35頁。
- xlii 王伟・前掲注xviii)113-124頁。
- xliii 顾敏康「社会信用立法必先明确社会信用概念」信用中国(2021年1月29日) <http://credit.neijiang.gov.cn/staticPage/5cdfd0d6-2d76-499d-80a5-1884cf4c3b5b.html> (最終閲覧日:2022年9月2日)。
- xliv 张洪松「大数据时代社会信用立法的宏观思考」『人民论坛』2021年Z1期 98-101頁。
- xlv 于晓航「反思与展望:社会信用地方立法现状的检视」『黑龙江工业学院学报』2020年第20巻第11期 126-132頁。
- xlvi 王伟・前掲注xviii)113-124頁。
- xlvii 王伟「信用建设法治化的新起点、新境界、新思维」『中国信用』2021年第1期 112-114頁。
- xlviii 沈岷「社会信用体系建设的法治之道」『中国法学』2019年第5期 25頁。
- xlix 顾敏康・前掲注xliii)。
- l 张洪松・前掲注xliv)98-101頁。
- li 当該組織は2003年7月に、北京中关村ハイテク企業、企業金融サービス機構、信用仲介機構、信用保険機構などの機構が合同で設立した非営利活動法人(NGO組織)である。詳細については当組織HP <http://www.zcpa.org.cn/> を参照されたい。本調査結果は2022年9月19日に発表され、対象は北京市16区の7585人、内訳は男性4382人(57.77%)、女性3203人(42.23%)、年齢は21-30歳、31-40歳が全体の70%を占め、20歳以下(5.38%)、60-70歳(1.99%)である。年齢が若年層に集中しているのは、主に携帯電話による調査が原因だと分析されている。
- lii 中关村企业信用促进会「看一看北京市民对社会信用体系建设的期望」信用中国(2021年1月6日) https://www.creditchina.gov.cn/xinyongyanjiu/xinyongyanjiuhuicui/202101/t20210106_222964.html (最終閲覧日:2022年3月18日)。
- liii 凌秋阳・吉中信人・前掲注xxiii)3頁。
- liv 梶谷懐・高口康太『幸福な監視国家・中国』(NHK出版新書595、2019) 69頁。
- lv 新闻中心「云南省人大今年免职1名副省长罢免全国人大代表」丽水在线(2014年11月27日) http://www.lsol.com.cn/html/2014/rediantuijian_1127/203810.html (最終閲覧日:2023年1月6日)、共産党高級幹部にかかわる重要案件については、最高人民法院网 <https://www.court.gov.cn/fabugengduo-15.html> を参照されたい。
- lvi ダニエル・ソローヴ(大谷卓史訳)『ブ

- ライバシーの新理論 概念と法の再考』(みすず書房、2013) 235 頁以降
- lvii この問題については、筆者は論文「中国の新型コロナウイルス感染症対策から見る個人情報とプライバシー権」『一橋法学』第 20 巻第 1 号 (2021) 561-567 頁で詳しく分析した。
- lviii 2022 年 1 月 26 日に、エデルマン社は 28 ヶ国、各国の 36000 人を対象に、国民の政府に対する信頼度に関する調査を行った。その報告書において、2021 年の中国国民の政府への信頼度は前年比 9 ポイント上昇して 91% に達し、中国の国家総合信頼指数は前年比から 11 ポイント上昇した 83% で、ともに世界第 1 位になったと発表した。この信頼度の向上の主な理由は、「中国経済の発展、新型コロナウイルス感染症の対応、腐敗取り締まりの面での成果などだ」という見解を示した (Edelman (26th January 2022) , Edelman Trust Barometer 2022, 2022 Edelman Trust Barometer | Edelman を参考)
- lix 天児慧・前掲注 xxxvi) 24-25 頁。
- lx 所謂「人を治むる者」と「人に治められる者」の領分を厳格に線引きした上で、「人を治むる者」の長久なる安泰の観点から、民衆の力と民心の動向を重視し、民衆の基本的生存条件を維持することで統治者の地位の安定を確保すること」である (馮天瑜 (田宮昌子訳) 「中国現代民主主義の歴史的・文化的淵源」『中国 21』(愛知大学現代中国学会) (2000) 139-140 頁を参照)。
- lxi この内容については、Mue I, (2023) “Chinese-style Democracy: Its Legitimacy and Validity” , The 27th IPSA World Congress of Political Science. で分析した。
- lxii Mue I, (2022) “Establishment of Privacy Rights in China and its Specialties” , Nagoya University Asian Law Bulletin Vol.7, pp.3-22.
- lxiii この内容について、Mue I, (2022) “Establishment of Privacy Rights in China and its Specialties” , Nagoya University Asian Law Bulletin Vol.7 にて詳しく分析している。
- lxiv アメリカの個人情報とプライバシー権保護の特徴について、Mue I, (2023) “Characteristics of the identification and protection of personal data and privacy rights in China” , Nagoya University Asian Law Bulletin Vol.9, pp.45-63. の内容を参照。
- lxv Yao-Huai Lu, (2005) “Privacy and Data Privacy Issues in Contemporary China” , Ethics and Information Technology: Vol.7, p.12.